



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 訓令		
*2 事務決裁規程の一部を改正する訓令	(行政改革課)	..... 1
*3 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	( " )	..... 9

## 訓 令

### 和歌山県訓令第2号

庁 中 一 般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、農林水産総合技術センター」を削る。

第13条第1項中「、労働政策参事及び植樹祭推進参事」を「及び労働政策参事」に改める。

別表第1部長専決事項の欄9中「所属の局長、局長」を「部長、所属の局長及び所属の局長」に、「局長等」を「部長等」に改め、同欄10から13までの規定中「所属の局長等」を「部長等」に改め、同表局長専決事項の欄41中（8）を（9）とし、（7）を（8）とし、（6）の次に次のように加える。

（7）行政財産の貸付け（第26条の2）

別表第1課長専決事項の欄28中「管理」を「監理」に改める。

別表第2総務部の表市町村課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

4 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に関する次のこと。

（1）市町村建設計画の変更協議（第5条第8項）

別表第2総務部の表市町村課の項課長専決事項の欄2（1）中「同意」を「協議及び届出」に改め、同欄2（2）中「附則第33条の7第4項」を「、附則第33条の5の7第2項、附則第33条の8第1項」に改め、同欄中8を削り、9を8とし、10から12までを9から11までとし、同表消防保安課の項課長専決事項の欄中11を12とし、8から10までを9から11までとし、同欄7の次に次のように加える。

8 ガス事業法（昭和29年法律第51号）に関する次のこと。

（1）販売事業者に関する立入検査（第47条第1項）

別表第2企画部の表地域政策課の項局長専決事項の欄1中（6）を削り、（7）を（6）とし、同項課長専決の欄1中（8）を（9）とし、（1）から（7）までを（2）から（8）までとし、同欄1（2）の前に次のように加える。

（1）国土調査の成果の承認申請、認証及び公告（第19条第2項、第3項、第4項）

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項局長専決事項の欄中2を削り、3を2とし、同欄に次のように加える。

3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関する次のこと。

（1）再資源化等の実施に関する助言又は勧告（第19条）

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項課長専決事項の欄2を次のように改める。

2 和歌山県環境基本条例（平成9年和歌山県条例第41号）に関する次のこと。

- (1) 調査の実施（第24条）
- (2) 試験研究体制の整備等（第26条）

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項課長専決事項の欄3中「2,000万円未満の観光施設及び」を「250万円未満の自然公園等施設又は」に改め、同欄に次のように加える。

4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する次のこと。

- (1) 発注者の申告及び必要な措置に関する受付（第18条第2項）
- (2) 建設工事の発注者等に対する報告の徴収（第42条第2項）
- (3) 建設工事受注者に対する立入検査（第43条第1項）

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項局長専決事項の欄中4を削り、5を4とし、6を5とし、同項課長専決事項の欄中4を削り、5を4とし、6を5とし、同表環境管理課の項局長専決事項の欄8を次のように改める。

8 和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号）に関する次のこと。

- (1) 指定工場の設置許可及び変更許可（第20条、第21条）
- (2) 特定施設の計画変更命令等（第27条）
- (3) 緊急時の措置（第34条）
- (4) 騒音防止の改善勧告及び改善命令（第39条の2）
- (5) 道路交通法の規定による措置の要請（第41条）

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項部長専決事項の欄1中（1）を削り、（2）を（1）とし、（1）の次に次のように加える。

- (2) 特定非営利活動法人の設立の認証（第12条第1項）

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項部長専決事項の欄1中（11）を（12）とし、（3）から（10）までを（4）から（11）までとし、（2）の次に次のように加える。

- (3) 設立後未登記団体の認証の取消し（第13条第3項）

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項部長専決事項の欄1に次のように加える。

- (13) 特定非営利活動法人の認定の申請の受理（第44条第2項）
- (14) 特定非営利活動法人の認定（第45条）
- (15) 特定非営利活動法人の認定に係る意見聴取（第48条）
- (16) 認定特定非営利活動法人の認知の有効期間の更新の申請の受理（第51条第3項）
- (17) 認定特定非営利活動法人の認知の有効期間の更新の認定（第51条第5項）
- (18) 特定非営利活動法人の仮認定の申請の受理（第58条）
- (19) 特定非営利活動法人の仮認定（第59条）
- (20) 認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請の受理（第63条第3項）
- (21) 認定特定非営利活動法人等の合併の認定（第63条第5項）
- (22) 認定特定非営利活動法人等に対する報告の徴収及び立入検査（第64条）
- (23) 認定特定非営利活動法人等に対する勧告、命令（第65条）
- (24) 認定特定非営利活動法人等に対するその他の事業の停止命令（第66条）
- (25) 認定特定非営利活動法人等に対する認定又は仮認定の取消し（第67条）

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項課長専決事項の欄1中（7）を（9）とし、（6）を（8）とし、同欄1（5）中「第29条第2項」を「第30条」とし、同欄1（5）を同欄1（7）とし、同欄1（4）中「、役員名簿等及び定款等」を削り、「第29条第1項」を「第29条」に改め、同欄1中（4）を（6）とし、（3）を（4）とし、（4）の次に次のように加える。

- (5) 特定非営利活動法人の定款変更に係る登記事項証明書の受理（第25条第7項）

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項課長専決事項の欄1中（2）を（3）とし、（1）を

(2) とし、(2) の前に次のように加える。

(1) 特定非営利活動法人の設立の申請に係る補正書の受理 (第10条第3項)

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項課長専決事項の欄1に次のように加える。

(10) 認定を受けた非所轄法人の事業報告書等の受理 (第48条第4項)

(11) 認定を受けた非所轄法人の役員の変更等の届出及び定款の変更の届出等の受理 (第52条第1項、第2項)

(12) 認定特定非営利活動法人等の代表者の氏名の変更届出等の受理及び事務所の新設及び廃止に関する通知 (第53条、第62条)

(13) 認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等、助成金支給実績提出書及び海外への送金等に係る提出書の受理 (第55条、第62条)

(14) 認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等の閲覧又は謄写 (第56条、第62条)

(15) 認定特定非営利活動法人等の認定等の失効の公示及び通知 (第57条、第67条)

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項課長専決事項の欄2を削る。

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄1中 (1) を削り、(2) を (1) とし、(3) から (5) までを (2) から (4) までとし、同欄中9を削り、10を9とし、同項課長専決事項の欄1中 (1) を削り、(2) を (1) とし、(3) を削り、同欄中8及び9を削り、10を8とし、同表長寿社会課の項局長専決事項の欄5中 (6) を削り、(7) を (6) とし、(8) から (39) までを (7) から (38) までとし、同欄6 (1) 中「第3条」を「第3条第2項」に改め、同欄6中 (9) を (10) とし、(2) から (8) までを (3) から (9) までとし、同欄6 (1) の次に次のように加える。

(2) 介護員養成研修事業者の指定の取消 (第3条第3項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

7 介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成23年法律第72号) に関する次のこと。

(1) 認定特定行為業務従事者 (経過措置対象者) の認定証の交付 (附則第14条)

8 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) に関する次のこと。

(1) 認定特定行為業務従事者の認定証の交付 (附則第4条)

(2) 認定特定行為業務従事者の特定行為の業務の停止又は認定証の返納 (附則第4条)

(3) 登録研修機関の登録及び公示 (附則第8条、附則第17条)

(4) 登録研修機関の適合命令及び改善命令 (附則第14条、附則第15条)

(5) 登録研修機関の取消し若しくは全部又は一部の停止及び公示 (附則第16条、附則第17条)

(6) 登録特定行為事業者の登録及び公示 (附則第20条)

(7) 登録特定行為事業者の登録の取消し又は停止及び公示 (附則第20条)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄4中 (43) を (44) とし、(37) から (42) までを (38) から (43) までとし、同欄4 (36) 中「、第104条」を削り、同欄4中 (36) を (37) とし、(7) から (35) までを (8) から (36) までとし、同欄4 (6) の次に次のように加える。

(7) 指定居宅サービス事業者の特例 (第71条、第72条)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

12 社会福祉士及び介護福祉士法に関する次のこと。

(1) 認定特定行為業務従事者の認定証の再交付 (附則第4条)

(2) 登録研修機関の登録の変更届等の受理及び公示 (附則第11条、附則第17条)

(3) 登録研修機関の業務の休廃止の届出受理及び公示 (附則第13条、附則第17条)

(4) 登録特定行為事業者の登録の変更等の届出の受理及び公示 (附則第20条)

13 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) に関する次のこと。

(1) サービス付き高齢者向け住宅の検査等 (第24条第1項)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項部長専決事項の欄中2及び3を削り、同欄4に次のように加え、同欄4を同欄2とする。

- (3) 市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分についての審査請求（第56条の5の5）

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄1 (1) 中「事業者」の次に「及び指定障害者支援施設」を、「第36条」の次に「、第38条」を加え、同欄1 (2) を削り、同欄1 (3) 中「指定相談支援事業者」を「指定障害者支援施設」に改め、同欄1 (3) を同欄1 (2) とし、同欄1 (4) 中「事業者」の次に「及び指定障害者支援施設」を加え、同欄1 (4) を同欄1 (3) とし、同欄1 (5) 中「指定相談支援事業者」を「指定障害者支援施設」に改め、同欄1中 (5) を (4) とし、(6) から (8) までを (5) から (7) までとし、同欄4 (1) 中「第10条第1項」を「第13条第1項」に改め、同欄6を次のように改める。

#### 6 児童福祉法に関する次のこと。

- (1) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定（第21条の5の15、第24条の9）
- (2) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の更新（第21条の5の16、第24条の10）
- (3) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の設置者に対する勧告、命令等（第21条の5の22、第24条の16）
- (4) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の取消し等（第21条の5の23、第24条の17）
- (5) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の公示（第21条の5の24、第24条の18）
- (6) 障害児通所支援事業等及び児童福祉施設の設置の届出の受理（第34条の3第2項、第35条第3項）
- (7) 障害児通所支援事業等及び児童福祉施設の廃止又は休止の届出の受理（第34条の3第4項、第35条第6項）

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄5 (1) 中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等」に、「第24条の13」を「第21条の5の19、第24条の13、第34条の3第3項」に改める。

別表第2福祉保健部の表医務課の項部長専決事項の欄2中 (1) を (2) とし、同欄2 (2) の前に次のように加える。

- (1) 准看護師免許の取消等（第14条第2項）

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄13中 (3) を (5) とし、(2) を (4) とし、(1) を (2) とし、(2) の次に次のように加える。

- (3) 返還の決定（第9条）

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄13 (2) の前に次のように加える。

- (1) 貸与の取消し（第6条）

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

#### 16 和歌山県医師確保修学資金貸与規則（平成18年和歌山県規則第67号）に関する次のこと。

- (1) 貸与の決定の取消し及び貸与の休止の決定（第11条）
- (2) 返還免除の決定（第13条）
- (3) 返還の決定（第15条）
- (4) 返還の猶予の決定（第18条）

#### 17 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則（平成19年和歌山県規則第90号）に関する次のこと。

- (1) 貸与の決定の取消し及び貸与の休止の決定（第11条）
- (2) 返還免除の決定（第12条）
- (3) 返還の決定（第15条）
- (4) 返還の猶予の決定（第18条）

18 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則 (平成21年和歌山県規則第83号) に関する次のこと。

- (1) 貸与の決定の取消し及び貸与の休止の決定 (第10条)
- (2) 返還免除の決定 (第12条)
- (3) 返還の決定 (第14条)
- (4) 返還の猶予の決定 (第17条)

別表第2福祉保健部の表健康づくり推進課の項を次のように改める。

健康 推 進 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 栄養士法 (昭和22年法律第245号) に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 栄養士免許の取消し又は名称の使用停止 (第5条)</li> </ul> </li> <li>2 健康増進法 (平成14年法律第103号) に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民健康・栄養調査の執行に関する事務 (第10条第3項)</li> <li>(2) 国民健康・栄養調査世帯の指定 (第11条)</li> <li>(3) 国民健康・栄養調査員の設置 (第12条)</li> <li>(4) 栄養指導員の任命 (第19条)</li> <li>(5) 特定給食施設の設置者に対する勧告及び命令 (第23条)</li> </ul> </li> <li>3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医師の届出を受けた場合の厚生労働大臣への報告及び居住地を管轄する都道府県知事への通報 (第12条)</li> <li>(2) 獣医師及び所有者からの届出を受けた場合の厚生労働大臣への報告及び動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事への通報 (第13条)</li> <li>(3) 指定届出機関からの届出内容の厚生労働大臣への報告及び指定届出機関の取消し (第14条)</li> <li>(4) 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査結果等の厚生労働大臣への報告並びに厚生労働大臣への派遣その他必要な協力依頼 (第15条)</li> <li>(5) 情報の公表 (第16条)</li> <li>(6) 入院患者の医療費の負担 (第37条)</li> <li>(7) 結核患者の医療費の負担 (第37条の2)</li> <li>(8) 感染症指定医療機関の指定及び指導並びに取消し (第38条)</li> <li>(9) 他の法律による医療に関する給付との調整 (第39条)</li> <li>(10) 診療報酬の審査及び支払 (第40条)</li> <li>(11) 緊急時等の医療に係る診</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 栄養士法に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 栄養士免許及び免許証の交付 (第2条、第4条)</li> </ul> </li> <li>2 特定疾患治療研究事業等に係る医療受給者証の交付及び治療研究機関の延長に関すること。</li> <li>3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号) に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 居宅生活支援事業に関すること。 (第38条)</li> </ul> </li> <li>4 児童福祉法に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 療育の給付の決定 (第20条第1項)</li> <li>(2) 療育の給付に伴う自己負担金の徴収 (第56条第2項)</li> </ul> </li> <li>5 母子保健法に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 養育医療の給付の決定 (第20条第1項)</li> <li>(2) 養育医療給付に伴う費用の徴収 (第21条の4第1項)</li> </ul> </li> <li>6 母体保護法 (昭和23年法律第156号) に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受胎調節実地指導員の指定及び講習の認定 (第15条)</li> </ul> </li> <li>7 国民健康保険法に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民健康保険事業の指導 (第4条第2項)</li> </ul> </li> <li>8 高齢者の医療の確保に関する法律に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 和歌山県後期高齢者医療広域連合又は市町村に対する必要な助言等の実施に関すること。 (第133条第1項)</li> <li>(2) 条例の制定又は改廃の協議 (第133条第2項)</li> </ul> </li> <li>9 国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療機関等の指導及び監査に関すること。</li> <li>10 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する柔道整復師の受領委任取扱いの登録及び承諾に関すること。</li> </ol>
-------------------	--	--

- 療報酬の審査及び支払 (第 42 条)
- (12) 厚生労働大臣への通報 (第 51 条)
- 4 予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) に関する次のこと。
- (1) 臨時予防接種の実施及び指示 (第 6 条)
- 5 予防接種法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 36 号) に関する次のこと。
- (1) 予防接種の種類等の公告 (第 5 条)
- 6 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 82 号) に関する次のこと。
- (1) 入所患者の親族の援護 (第 19 条)
- 7 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6 年法律第 117 号) に関する次のこと。
- (1) 被爆者健康手帳の交付 (第 2 条第 2 項)
- (2) 被爆者一般疾病医療機関の指定及び取消し (第 19 条の 3)
- (3) 各種手当の認定及び支給 (第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条)
- 8 児童福祉法に関する次のこと。
- (1) 療育機関の指定及び指定の取消し (第 20 条第 5 項、第 8 項)
- 9 母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) に関する次のこと。
- (1) 養育医療機関の指定及び指定の取消し (第 20 条第 5 項、第 7 項)
- 10 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) に関する次のこと。
- (1) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の規約の変更、借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法、収入支出の予算及び準備金その他重要な財産処分についての認可等 (第 27 条、第 86 条)
- (2) 保険者と保険医療機関との契約の認可 (第 45 条第 3 項)
- (3) 審査委員会の行為に係る承認 (第 89 条第 1 項)
- 11 国民健康保険に係る国庫負担金及び補助金の交付決定に関すること。
- 12 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) に関する次のこと。

		(1) 障害認定に係る和歌山県後期高齢者医療広域連合長からの協議 (第50条第2項) 13 後期高齢者医療に係る国庫負担金及び補助金の交付決定に関すること。 14 老人保健に係る国庫負担金及び補助金の交付決定に関すること。	
--	--	---	--

別表第2福祉保健部の表難病・感染症対策課の項を削り、別表第2商工観光労働部の表企業振興課の項部長専決事項の欄1を次のように改める。

- 1 産業活力再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 (平成11年法律第131号) に関する次のこと。
  - (1) 中小企業経営資源活用計画の認定 (第31条第5項)
  - (2) 中小企業経営資源活用計画の変更等 (第32条第1項、第4項)

別表第2商工観光労働部の表企業振興課の項部長専決事項の欄2及び3を削り、同項局長専決事項の欄1を次のように改める。

- 1 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平成11年法律第18号) に関する次のこと。
  - (1) 経営革新計画の承認等 (第9条第3項、第10条第2項)
  - (2) 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業への調査、指導及び助言 (第34条第1項、第3項、第4項)
  - (3) 承認経営革新計画の実施状況に係る報告の徴収 (第35条)

別表第2商工観光労働部の表企業振興課の項局長専決事項の欄2を削り、別表第2農林水産部の表工事検査室の項の次に次のように加える。

研究推進室			1 研究課題の外部評価に関すること。 2 研究成果の普及に関すること。
-------	--	--	--

別表第2農林水産部の表農業農村整備課の項局長専決事項の欄1中 (10) を (11) とし、同欄1 (9) 中「同意及び変更同意並びに公告」を「決定、変更及び廃止の報告の受理」に改め、同欄1中 (9) を (10) とし、(8) を (9) とし、(7) を (8) とし、(6) の次に次のように加える。

- (7) 県営土地改良事業計画の決定、変更及び廃止並びに公告等 (第87条、第87条の3)

別表第2農林水産部の表果樹園芸課の項局長専決事項の欄2及び3を次のように改める。

- 2 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年法律第48号) に関する次のこと。
  - (1) 農山漁村活性化計画の作成等 (第5条)
- 3 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (平成6年法律第46号) に関する次のこと。
  - (1) 農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する市町村計画に係る協議 (第5条第4項)

別表第2農林水産部の表果樹園芸課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 4 果樹園芸課が所管する農家民泊施設等認定制度に関する次のこと。
  - (1) 農家民泊施設又は林家民泊施設の認定及び取消し

別表第2農林水産部の表畜産課の項局長専決事項の欄9 (4) 中「改繕」を「改善」に、「第72条の3」を

「第72条の4」に改め、同欄9 (6) 中「第77条」を「第76条の3」に改め、同項課長専決の欄5 (3) 中「一般販売業」を「店舗販売業」に改め、同欄5 (4) 中「薬種商販売業」を「卸売販売業」に、「第28条」を「第34条第1項」に改め、同欄5中 (5) を削り、(6) を (5) とし、(7) から (9) までを (6) から (8) までとし、同欄1に次のように加える。

(9) 動物用医薬品特例販売業の許可 (第83条の2第2項)

別表第2農林水産部の表経営支援課の項局長専決事項の欄6及び7を次のように改める。

6 農業機械整備施設の認定に関すること。

7 農業機械利用技術者の技術認定に関すること。

別表第2農林水産部の表経営支援課の項局長専決事項の欄中8を削り、9を8とし、10を9とし、同表林業振興課の項局長専決事項の欄1に次のように加える。

(3) 要間伐森林に関する調停、裁定及び分収育林契約等の解除の承認 (第10条の11、第10条の11の4及び第10条の11の8)

(4) 使用権設定に関する認可 (第50条)

別表第2農林水産部の表林業振興課の項局長専決事項の欄2 (3) 中「第88条」を「第89条」に改め、同欄4中「林業労働力対策」を「林業労働力の確保の促進に関する法律 (平成8年法律第45号)」に改め、同欄4 (2) 中「改善計画」を「改善措置の計画」に改め、同欄4 (2) を同欄 (3) とし、同欄4 (1) 中「改善計画」を「改善措置の計画」に改め、同欄 (1) を同欄 (2) とし、同欄4 (2) の前に次のように加える。

(1) 林業技術者の育成 (第4条)

別表第2農林水産部の表林業振興課の項局長専決事項の欄9中「農林漁業金融公庫林業関係資金の竣工認定、意見書及び貸付対象事業調書」を「株式会社日本政策金融公庫等林業関係資金の調査等委嘱事業」に改め、同欄10中「市町村推進事業」を「交付金市町村推進事務」に改め、同欄中11を削り、12を11とし、13から17までを12から16までとし、18を削り、同欄19 (1) 中「第4条第6項」を「第4条第8項」に改め、同欄中19を17とし、20を削り、21を18とし、22を19とし、23を20とし、同欄に次のように加える。

21 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和54年法律第51号) に関する次のこと。

(1) 木材産業等高度化推進資金制度の金銭消費貸借契約に関すること。(第6条)

(2) 木材産業等高度化推進資金制度の資金供給契約に関すること。(第6条)

(3) 木材産業等高度化推進運営協議会の委員の選任及び運営 (第6条)

22 和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱第5条の規定による登録に関すること。

別表第2農林水産部の表林業振興課の項課長専決事項の欄1 (1) 中「森林施業計画」を「森林経営計画 (森林施業計画)」に改め、同欄1に次のように加える。

(2) 立入調査のための身分証明書の交付 (第188条第4項)

別表第2農林水産部の表林業振興課の項課長専決事項の欄8中「森林基本図の複製承認」を「森林簿等管理要領第12条第1項の規定による森林簿等の複製の交付」に改め、同欄に次のように加える。

11 株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号) の資金融通に必要な計画の認定に関すること。

12 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和54年法律第51号) の運用に規定する木材産業等高度化推進資金制度の事業計画、貸付状況の報告及び実績報告に関すること。

13 民有林空中写真測量等測量成果取扱要領に関する次のこと。

(1) 測量成果の使用申請の承認 (第6条)

(2) 測量成果電子データの複製の交付の承認 (第8条第2項)

別表第2農林水産部の表森林整備課の項局長専決事項の欄15に次のように加える。

(3) 県有林事業の管理員等の嘱託 (第1条)

別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄中12を削り、13を12とし、14を13とし、15を

削り、16を14とし、同欄に次のように加える。

15 都市のまち緑化事業に関すること。

別表第2農林水産部の表備考中「農業環境・鳥獣害対策室」を「工事検査室、研究推進室及び農業環境・鳥獣害対策室」に改める。

別表第2県土整備部の表砂防課の項部長専決事項の欄3に次のように加える。

(3) 土砂災害緊急情報の通知及び周知 (第29条第1項、第2項)

別表第2県土整備部の表砂防課の項局長専決事項の欄7に次のように加える。

(3) 緊急調査の実施 (第26条第1項、第2項)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄2中 (1) を削り、(2) を (1) とし、(3) から (8) までの (2) から (7) までとし、同項課長専決事項の欄2中 (1) を削り、(2) を (1) とし、(1) の次に次のように加える。

(2) 二級建築士又は木造建築士の死亡等の届出の受理 (第8条の2)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄2中 (3) 及び (4) を削り、(5) を (3) とし、(6) を削り、同欄24を次のように改める。

24 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) に関する次のこと。

(1) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 (第7条第11項)

(2) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否 (第8条第1項)

(3) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消 (第13条第1項)

(4) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消し (第26条第1項、第2項、第27条第1項)

別表第2県土整備部の表港湾空港振興課の項課名の欄中「港湾空港振興課」を「港湾空港課」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第3号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

第3条中「、農林水産総合技術センター」を削る。

第4条中「、農林水産総合技術センター所長、農林水産総合技術センターに設置する機関の長及び農林水産総合技術センターの分室事務長は別表第5に掲げる事項について」を削り、「別表第6」を「別表第5」に改める。

第8条第1項の表振興局の部建設部ダム建設事務所長の項を削り、同表農林水産総合技術センターの部を次のように改める。

農業試験場、農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場、果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場、畜産試験場養鶏研究所、林業試験場又は水産試験場	場長又は所長	副場長又は副所長	場長又は所長の指名する職員
--	--------	----------	---------------

第8条第1項の表農業大学校の部中「農業大学校」の次に「又は農業大学校就農支援センター」を加え、「及び」を「又は」に改める。

別表第1専決事項の欄28 (2) を次のように改める。

(2) 行政財産の使用許可等の協議 (第26条第2項各号に掲げるものに限る。)

別表第1専決事項の欄28に次のように加える。

(3) 行政財産の貸付け (自動販売機の設置の用に供するものに限る。)(第26条の2)

別表第2世界遺産センター事務長の項の次に次のように加える。

農場試験場場長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種の試験研究及び分析並びに鑑定の結果の発表に関する事。</li> <li>2 自家生産品の受入れに関する事。</li> <li>3 自家生産品で見積価格100万円未満の物品の売却等の処分及び自家供用に供する事。</li> </ol>
農業試験場暖地園芸センター所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種の試験研究及び分析並びに鑑定の結果の発表に関する事。</li> <li>2 自家生産品の受入れに関する事。</li> <li>3 自家生産品で見積価格100万円未満の物品の売却等の処分及び自家供用に供する事。</li> </ol>
果樹試験場場長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種の試験研究及び分析並びに鑑定の結果の発表に関する事。</li> <li>2 自家生産品の受入れに関する事。</li> <li>3 自家生産品で見積価格100万円未満の物品の売却等の処分及び自家供用に供する事。</li> </ol>
果樹試験場かき・もも研究所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種の試験研究及び分析並びに鑑定の結果の発表に関する事。</li> <li>2 自家生産品の受入れに関する事。</li> <li>3 自家生産品で見積価格100万円未満の物品の売却等の処分及び自家供用に供する事。</li> </ol>
果樹試験場うめ研究所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種の試験研究及び分析並びに鑑定の結果の発表に関する事。</li> <li>2 自家生産品の受入れに関する事。</li> <li>3 自家生産品で見積価格100万円未満の物品の売却等の処分及び自家供用に供する事。</li> </ol>
畜産試験場場長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種の試験調査の結果の発表に関する事。</li> <li>2 和歌山県畜産試験場種畜配付規則 (昭和35年和歌山県規則第6号) に関する次の事。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 種畜の配付の決定及び通知 (第3条)</li> <li>(2) 種畜の配付価格の決定 (第4条)</li> <li>(3) 種畜の配付の取消し (第6条)</li> </ol> </li> <li>3 自家生産品の受入れに関する事。</li> <li>4 自家生産品で見積価格100万円未満の物品の売却等の処分及び自家供用に供する事。</li> </ol>
畜産試験場養鶏研究所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種の試験調査の結果の発表に関する事。</li> <li>2 鶏の能力検定に関する事。</li> <li>3 和歌山県養鶏試験場種ひな及び種卵譲渡規則 (昭和35年和歌山県規則第4号) の施行に関する事。</li> <li>4 和歌山県養鶏技術練習生規程 (昭和36年和歌山県告示第114号) の施行に関する事。</li> <li>5 鶏の配付価格の決定に関する事。</li> <li>6 自家生産品の受入れに関する事。</li> <li>7 自家生産品で見積価格100万円未満の物品の売却等の処分及び自家供用に供する事。</li> </ol>
林業試験場場長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種の試験研究及び分析の結果の発表に関する事。</li> <li>2 自家生産品の受入れに関する事。</li> <li>3 自家生産品で見積価格100万円未満の物品の売却等の処分及び自家供用に供する事。</li> </ol>
水産試験場場長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種の試験研究及び分析並びに鑑定の結果の発表に関する事。</li> </ol>

別表第2家畜保健衛生所長の項専決事項の欄1 (1) 中「第12条の4」を「第12条の6」に改め、同欄1 (3) 中「第58条第4項」を「第58条第5項」に改め、同表和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄14 (4) 中「、使用の停止、許可の取消及びけい留場所等」を「、監督処分、命ずべき者が不明の場合の措

置及び係留施設等」に改め、「第7条」の次に「、第7条の2」を加え、同欄14 (4) を同欄14 (6) とし、同欄14 (3) 中「港湾施設」の次に「及び港湾施設用地」を加え、「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同欄14 (3) を同欄14 (4) とし、同欄14 (4) の次に次のように加える。

(5) 港湾施設の現状変更許可 (第4条の2)

別表第2和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄14 (2) の次に次のように加える。

(3) 港湾施設用地の使用の許可 (第4条第2項)

別表第2和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄14 (6) の次に次のように加える。

(7) 禁止行為等に対する報告、立入及び検査 (第7条の3第1項)

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄41 (1) を次のように改める。

(1) 行政財産の使用許可等の協議 (第26条第2項各号に掲げるものに限る。)

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄41に次のように加える。

(3) 行政財産の貸付け (自動販売機の設置の用に供するものに限る。)(第26条の2)

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄47 (2) 中「森林施業計画」を「森林経営計画 (森林施業計画)」に、「第11条第4項」を「第11条第5項」に改め、同欄47 (3)、(4) 及び (6) 中「森林施業計画」を「森林経営計画 (森林施業計画)」に改め、同欄51 (1) 中「林業経営改善計画」の次に「(振興局の区域内の計画に限る。52において同じ。)」を加え、「第3条第1項」を「第3条」に改め、同欄52 (1) 中「第1条第2項」を「第1条」に改め、同欄52 (2) 中「第1条第3項」を「第1条」に改め、同欄53中「林道開設事業等補助金交付要綱」を「林道等整備事業補助金交付要綱」に改め、同欄57中「森林施業計画」を「森林経営計画 (森林施業計画)」に改め、同欄61中「間伐・里山再生加速化事業」を「間伐加速化事業」に改め、同欄中103を105とし、102を104とし、101を103とし、同欄100中「事業」を削り、同欄100を同欄102とし、同欄99を同欄101とし、同欄81から98までを同欄83から100までとし、同欄80を同欄81とし、同欄81の次に次のように加える。

82 森林資源循環利用促進事業の検査及び補助金の交付決定に関すること。

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄中79を同欄80とし、同欄67から78までを同欄68から79までとし、同欄66の次に次のように加える。

67 県有林地上権設定契約の更新及び変更に関すること。

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄に次のように加える。

106 森林簿等管理要領第12条第1項の規定による森林簿等の複製の交付に関すること。

107 民有林空中写真測量等測量成果取扱要領に関する次のこと。

(1) 測量成果の使用申請の承認 (第6条)

(2) 測量成果電子データの複製の交付の承認 (第8条第2項)

108 紀州材加工流通施設・木造公共施設等整備加速化事業の検査に関すること。

109 紀州材活用施設整備事業の検査に関すること。

110 農林水産施設災害復旧事業補助金交付要綱に係る林道及び山村環境施設に関する次のこと。

(1) 事業計画の承認 (第5条)

(2) 申請事項の変更承認 (農林水産大臣の承認を要するものを除く。)(第9条)

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄12 (7) 中「第115条の6」を「第115条の7」に改め、同表建設部長の項専決事項の欄15に次のように加える。

(15) 道路占用料の徴収に係る督促 (第73条第1項)

(16) 道路占用料の強制徴収 (第73条第3項)

別表第3建設部長の項専決事項の欄30 (3) 中「使用の停止、許可の取消及びけい留場所等」を「、監督処分、命ずべき者が不明の場合の措置及び係留施設等」に改め、「第7条」の次に「、第7条の2」を加え、同欄30 (3) を同欄30 (5) とし、同欄30 (2) 中「港湾施設」の次に「及び港湾施設用地」を加え、「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同欄30 (2) を同欄30 (3) とし、同欄30 (3) の次に次のように加え

る。

(4) 港湾施設の現状変更許可 (第4条の2)

別表第3建設部長の項専決事項の欄30 (1) の次に次のように加える。

(2) 港湾施設用地の使用の許可 (第4条第2項)

別表第3建設部長の項専決事項の欄30に次のように加える。

(6) 禁止行為等に対する報告、立入及び検査 (第7条の3第1項)

別表第5を削り、別表第6を別表第5とする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。